

伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱の策定について

1 法律根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 策定の趣旨

教育委員会の所管に関する予算の編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している地方公共団体の長が大綱を策定することにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。（文部科学省通知）

3 策定主体

地方公共団体の長

4 内容

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの（文部科学省通知）

5 策定・変更手続

(1) 大綱を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議に協議する必要がある。（法第1条の3第2項）

(2) 大綱を策定し、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。（法第1条の3第3項）

6 教育振興基本計画との関係

既に地方公共団体が教育振興基本計画を定めている場合は、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。（文部科学省通知）

○「大綱」と教育振興基本計画との関係

	教育等の大綱	教育振興基本計画
法律根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域に実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。	教育基本法 第17条 略 2 地方公共団体は、前項の計画（政府が定める教育振興基本計画）を参酌し、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
策定義務	義務	努力義務
策定主体	首長（総合教育会議で教育委員会と協議）	地方公共団体
計画の内容	教育等の振興に関する基本的方針	基本的方針及び具体的な施策
計画期間	4～5年程度を想定	基準等なし

*文都科学省初等中等教育局長通知(平成26年7月17日付け26文科初第490号)

(1) 大綱の定義

- ①大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ②大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。
- ③国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ④大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年間であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- ⑤地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、

教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。